

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会的存在価値の高い企業としての責任の遂行と迅速な経営判断によるステークホルダー(株主、投資家、お客様等)の利益確保のため、コーポレート・ガバナンスの確立が重要な経営課題のひとつと認識しております。当社は、社会全般から信頼される企業であり続けるため、体制をガバナンスとマネジメントに分離し、それぞれの機能が適正になされているかをチェックするための「コンプライアンス委員会」を常設する等、公平かつ公正な企業経営を実現することを基本とし、継続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(有)ビッグブリッジ	132,000	16.03
(株)三井住友銀行	40,980	4.97
(株)三菱UFJ銀行	34,824	4.23
大橋宏成	29,305	3.56
大橋尚子	28,068	3.41
太陽生命保険(株)	22,584	2.74
(株)日本カストディ銀行(信託口)	22,500	2.73
大橋千津子	20,105	2.44
斉藤清	19,900	2.41
上田八木短資(株)	19,800	2.40

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	電気機器
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
芦澤直太郎	他の会社の出身者											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
芦澤直太郎	○	――	製造業経営に長年にわたって携わられ、製造業に対する知見、及び企業経営等における豊富な経験で培われた高い見識を有していることから、職務を適切に遂行できると判断し選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、四半期毎に会計監査人あずさ監査法人より監査結果報告を聴取し、必要に応じて会計監査人に報告を求めるなど情報の共有を行っております。さらに監査役は、会計監査人に対して、監査計画、監査実施状況、監査結果等について報告を求めるなど、監査機能の有効性・効率性を高めるための取組みを行っております。内部監査チームは、内部監査の状況を監査役会に報告し、意見及び情報の交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大畠勝彰	他の会社の出身者													○
京谷典昭	他の会社の出身者													○

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大畠勝彰	○	――	長年にわたり上場会社で経営に携わっており、企業経営における豊富な経験や知見を有していることから、職務を適切に遂行できると判断し選任しております。
京谷典昭	○	――	金融機関における監査部上席考査役の経験、及び事業会社における役員経験により財務会計に関する相当程度の知見を有していることから、職務を適切に遂行できると判断し選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	その他
-------------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

取締役の貢献度合いについては役員賞与に反映させるとともに、経営者としての最重要課題においてインセンティブ制度を実施しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

更新

取締役:6名 年間報酬総額:93百万円(うち社外取締役3百万円)、監査役:4名 年間報酬総額:18百万円(うち社外監査役5百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2021年3月19日開催の定時取締役会において、取締役の個人別の報酬の内容に係る決定方針について、下記のように決議しております。

1.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

2.基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

- ・取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第54期定時株主総会において決議された年額175百万円以内(ただし、使用人分給とは含まない)とし、取締役の基本報酬額及び賞与額は取締役会で了承された方法に基づき決定する。
- ・社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとする。

3.業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

- ・業績連動報酬に係る評価指標は、当社として重要KPIとして定めた「連結売上高」と「連結営業利益」とする。
- ・役員賞与は役職に応じて賞与総額の30%から50%を業績連動とし、±50%の範囲内で変動させる。
- ・役員賞与の額の決定方法は、業績を連結売上高(5段階)と連結営業利益(6段階)の達成率で評価し、総合的に5段階評価で決定する。

4.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

- ・役員報酬は、月額報酬である基本報酬及び業績連動報酬である役員賞与で構成する。

5.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

- ・個人別の報酬額については、取締役会で権限を委譲された者が、取締役会で了承された方法により、前年度の報酬額をもとに、責任の重さ、業務執行状況ならびに業績などを勘案し、評価を行い決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- 1.取締役会、月例監査役会(社外監査役のみ)など重要会議への出席(情報収集)。
- 2.取締役による四半期ごとの業務報告。
- 3.取締役による四半期ごとの決算報告。
- 4.監査法人による四半期ごとの連結及び個別決算についての所見と今後の方向性についての説明。
- 5.重要資料の閲覧。
- 6.職務を補助する使用人の配置。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

1.会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社は、監査役会設置会社であります。経営を取り巻く環境がきわめて激しい勢いで変化する中で、意思決定を迅速に行い、環境変化に即応す

るため、「経営」と「執行」を完全分離し、経営の効率化、業務執行の効率化、意思決定の迅速化を図っております。

取締役会は取締役3名と社外取締役1名で構成し、経営に関する意思決定とグループ全体の業務執行を監督する役割を担っています。取締役会により選任された代表取締役が「戦略会議」を指揮し、グループ全体の経営方針・経営戦略の意思決定および経営課題を具体的に検討・協議することで、効率的かつ効果的な事業経営を運営しています。

監査役会は常勤監査役1名と社外監査役2名で構成し、取締役会及び重要な会議などに出席し、取締役の意思決定及び執行役員の業務執行の監査並びに子会社を含むグループ全体の業務状況について監査しております。十分な社内知識を有する監査役と、社外での豊富な経験・知識を有する社外監査役が活発な意見交換を行い、公正且つ適正な監査を行っております。

執行役員は、取締役会の決議によって付与された執行の裁量権により、迅速な意思決定により社会の変化に対してスピーディーな対応を実現しています。また、主たる執行役員で構成される「執行会議」を定期的に開催し、機動的な経営意思決定を実現する体制を整えています。

2. 監査役監査の状況

監査役会は、原則取締役会開催日に合わせて開催し、必要に応じて随時開催しております。監査役会の主な検討事項は、監査方針及び監査計画の策定、内部統制システムの整備・運用状況の確認、会計監査人の選任及び報酬、会計監査人の監査方法及び結果の相当性判断、監査役会監査報告の作成等であります。

監査役の主な活動として、取締役会に出席して取締役の職務執行を監査すると共に、重要な書類等の閲覧や、業務及び財産の状況を調査しております。また、会計監査人とは、四半期レビュー報告会や監査結果報告会等での情報交換や質疑応答の他、会計監査人の監査品質の維持向上を目的とした意見交換等を、適時に行っております。

常勤監査役は上記のほか、重要な会議への出席や、子会社の監査役兼務による子会社の業務及び財産の状況等を監査役会へ報告し、情報の共有や意見交換を行い、グループ監査の有効性向上を図っております。

3. 内部監査の状況

内部監査につきましては、社長が内部監査責任者に対し、年度の内部監査の重点方針ならびに監査事項を指示しております。内部監査責任者は、指示に基づき2～3人の内部監査人を指名し、監査役(立会人)と内部監査チームを編成します。内部監査チームは、内部監査の重点方針と監査事項を検討の上、監査計画を立案し、当社の全部門を対象に計画的に監査を行っております。

4. 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

34年間

c. 業務を執行した公認会計士

寺田 昭仁

戸塚 俊一郎

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 2名

その他 6名

公認会計士監査は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を結び、期末監査に偏ることなく、期中を通して会計監査が実施されております。

5. 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は、取引関係その他利害関係の概要

社外取締役1名・社外監査役2名はいずれも独立役員であり、客観的・中立的視点に立った監査・監督機能を発揮し、健全なコーポレート・ガバナンスの形成に貢献しております。

6. リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理を目的として、取締役および監査役の全部又は一部が出席する戦略会議を定期的に開催、さらに法令で定められた事項や経営に関する重要事項は取締役会で決定しております。

また、監査機能として、監査役会のほか、内部監査人による内部監査を定期的に実施しております。

7. 責任限定契約

当社と取締役(業務執行取締役等を除く。)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。この契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。保険料は、全額会社が負担しております。被保険者は、取締役、監査役、執行役員及び子会社役員、並びに当社及び子会社の管理職であります。

9. 監査報酬の内容

当社の有限責任 あずさ監査法人への公認会計士法(1948年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬は3千万円であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社にとってこの企業統治の体制が企業運営上もっとも適切な体制であると判断し、採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、法定期日よりも定時株主総会招集通知の早期発送に努めております。2021年6月29日開催の定時株主総会招集通知は、2021年6月11日に発送いたしました。
その他	総会においては、プロジェクターにより要点を描写した上で社長が具体的な説明をするなど、株主との相互理解を深めるべく努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IR資料として、決算短信、業績推移、報告書、適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役 本多正憲	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1.取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するためガバナンスとマネジメントに分離し、それぞれの機能が適正になされているかをチェックするための「コンプライアンス委員会」を常設し、公平かつ公正な企業経営を実現するため、以下の体制を構築していくこととしています。

2.当社の取締役の業務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書類管理規程・社外公開情報管理規程・機密情報管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を実行する体制としています。

3.当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

現状考えられる損失の危険については、その大きさにより委員会を設置し対応・協議する体制を継続しています。また、今後において当社に損失を与える事象が発生した場合あるいは可能性があることが発覚した場合は、直ちに執行担当責任者が代表取締役及び監査役に報告し、役員全員で協議対応する体制としています。

4.当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下により「取締役の職務の執行が効率的に行われること」を確保しています。

- a.取締役会にて重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を実施しています。
- b.戦略会議にて経営に関する重要事項及び業務執行に関する重要事項に係る意思決定を実施しています。
- c.執行会議にて業務執行に関する基本的事項に係る意思決定を機動的に実施しています。

5.当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

従来の外部・内部監査に加えコンプライアンス委員会を設置し、法令及び定款に適合することをさらに強化しています。

6.株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

経営監査室による企業集団全体に係る内部統制システムのより効果的な整備を推進するとともに、子会社の業務について子会社役員が個別担当し、業務の執行から情報の保存・管理の指導並びに統括・推進する体制を継続しています。また、目標と実績並びにグループ全体に係る諸問題を取締役会等で協議し、課題の解決を図っております。

7.当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人については、必要に応じて監査役スタッフを置くことができます。

8.前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人については、取締役からの独立性を確保するため、取締役と監査役が協議の上決定しています。

9.当社の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合は当社の就業規則に従い、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとし、異動、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施しています。

10.当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

a.当社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の体制について

監査役は、取締役会のほか、戦略会議等の必要とされる会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることとします。

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告します。

b.子会社の取締役、使用人が監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社の監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、子会社の主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて子会社の取締役、監査役または従業員にその説明を求めることとしております。

子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実その他重要な事実があることを発見したときは、直ちに当社の監査役会に報告することとしております。

11.子会社の取締役及び監査役ならびに使用人等、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

通報窓口は通報・相談の受付、事実確認および調査等で知り得た秘密事項を漏らすことを禁止しており、漏らした場合には当社社内規程に従い処分を課しております。また、いかなる場合においても、通報窓口への通報・相談者に対して、不利益な取扱いはい行いません。

12.当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしています。

13.その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a.過半数は社外監査役として、対外的に透明性を確保することとしています。
- b.監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を活用することができます。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間(当事業年度の末日から遡って1ヵ年)における実施状況は次の通りであります。

1.取締役会を17回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。また、戦略会議を定期的及び適宜開催し、月次の経營業績の分析・対策・評価を機動的に実施いたしました。なお、各会議体における審議の経過や結果については夫々議事録を作成し、社内規程に基づき適切に管理しております。

2.監査役会を16回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。

3.戦略会議(監督機能)及び執行会議(執行機能)を定期的及び適宜開催し、グループ全体で取り組む重要課題の決定並びに状況把握を実施いたしました。

4.財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

5.上記の他、リスク管理委員会やコンプライアンス委員会を適宜開催いたしました。また、当社で業務に従事する方を対象に、内部通報制度の役割等を周知してまいりました。これらの活動を通して、取締役の業務執行が法令及び定款に適合することを確保する体制を継続して整えてまいりました。

6.当社及び当社グループ会社を対象に、コンプライアンス遵守体制の状況や業務遂行状況、リスク管理の状況について、内部監査により確認し、戦略会議へ報告を行いました。

2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し全社を挙げて毅然とした態度で対応します。

